

結婚新生活支援補助金のご案内

佐用町では、地域における少子化対策の強化を図ることを目的に、新婚世帯の新生活を応援するため、住居費等の一部を補助し、経済的に支援します。（国の結婚新生活支援事業費補助金を受けて実施しています。）

補助の対象となるかた（以下の条件を全て満たすかた）

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯
- ②夫婦ともに婚姻日において39歳以下の方
- ③新婚世帯の夫婦の合算した所得額が500万円未満であること
ただし、以下の場合は所得制限の特例があります。
○夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合
- ④対象となる新婚世帯の住居が佐用町内にあること
- ⑤補助金交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が新婚世帯の住居の住所になっており、引き続き佐用町内に居住の意思があること
- ⑥他の公的制度による家賃補助又は住宅取得補助等を受けていないこと
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けていないこと

補助の対象となる費用・補助金額

39歳以下の世帯が①～④の実際に支払った費用で、最大 30 万円（婚姻日における年齢が夫婦ともに 29 歳以下の場合は、60 万円）を支援します。

①婚姻のための住宅取得（購入、新築）費用

○令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った、住宅取得のための費用
（新築工事、購入の契約締結日は、婚姻日から遡って1年以内であること。）

②婚姻のための住宅リフォーム費用

○令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った、住宅リフォームのための費用（リフォーム工事の契約締結日は、婚姻日から遡って1年以内であること。また、車庫、倉庫や門扉など外構工事費用、エアコンや洗濯機など家電製品、タンスやカーテンなどインテリア設置・購入費用は対象外となります。）

③婚姻のための住宅賃貸費用

○令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（ただし、勤務先等から住宅手当を受けている場合は、手当分を差し引いた分が補助対象費用となります）

④引越費用

○令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払いを行った婚姻に伴う引っ越しに係る経費（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※申請には多くの書類を提出していただく必要があります。事前にお問い合わせください。

※提出書類の不備などがある場合、受付することができませんので、余裕をもって申請をお願いいたします。

お問い合わせ

佐用町役場 健康福祉課 子育て・福祉室

〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話 82-0661